

令和4年8月2日(火)
令和4年度保健師中央会議
資料3

「地域で安心して暮らせる 精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」 ～報告書の内容を踏まえて今後自治体保健師に期待すること～

報告書掲載URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26149.html



厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課

地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会

趣旨

令和3年3月の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」報告書において、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた基本的な考え方や構成する要素等について整理された。

これを踏まえ、今後、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の全国的な実現に向けた具体的かつ実効的な仕組み、体制について検討するとともに、併せて、精神障害者の入院に関わる制度のあり方、患者の意思決定支援及び患者の意思に基づいた退院後支援のあり方や、令和5年度末で期限を迎える医療計画等の見直しに向けた地域精神保健医療福祉体制のあり方等について検討を行う場として、「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」を開催する。

検討事項

- ① 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築
 - ・市町村が精神保健に関する相談指導等を積極的に担うために必要な環境整備
 - ・保健・医療・福祉関係者等による協議の場 等
- ② 令和5年度末で期限を迎える医療計画等の見直しに向けた地域精神保健医療福祉体制
 - ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の理念を踏まえた医療提供体制、医療計画の基準病床数及び指標 等
- ③ 入院中の患者の意思決定支援や権利擁護の取組
 - ・入院の理由の告知、医療保護入院における家族等が同意の意思表示を行わない場合の市町村長同意、患者の意思決定支援
 - ・患者の意思に基づいた退院後支援
 - ・隔離・身体的拘束の最小化に係る取組
 - ・虐待の防止に係る取組 等

構成員

◎座長、○座長代理（五十音順、敬称略）

岩上洋一	一般社団法人全国地域で暮らそうネットワーク代表理事
江澤和彦	公益社団法人日本医師会常任理事
太田匡彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
岡田久美子	公益社団法人全国精神保健福祉会連合会理事長
岡部 正文	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会理事
鎌田久美子	公益社団法人日本看護協会常任理事
上ノ山一寛	公益社団法人日本精神神経科診療所協会副会長
○神庭重信	九州大学大学院医学研究院精神病態医学分野名誉教授
北村立	公益社団法人全国自治体病院協議会常務理事
吉川隆博	一般社団法人日本精神科看護協会会長
桐原尚之	全国「精神病」者集団運営委員
柑本美和	東海大学法学部法律学科教授
小阪和誠	一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構理事
櫻木章司	公益社団法人日本精神科病院協会常務理事
櫻田なつみ	株式会社MARSピアサポーター
◎田辺国昭	国立社会保障・人口問題研究所所長
田村綾子	公益社団法人日本精神保健福祉士協会会長
辻本哲士	全国精神保健福祉センター長会会長
中原由美	全国保健所長会
永松 悟	全国市長会（杵築市長）
野澤和弘	植草学園大学副学長／一般社団法人スローコミュニケーション理事長
野原勝	岩手県障害保健福祉部長
藤井千代	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 地域・司法精神医療研究部部長
森敏幸	全国精神障害者社会福祉事業者ネットワーク代表／精神保健福祉事業 団体連絡会副代表

「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」報告書（概要） （令和4年6月9日）

- 精神保健医療福祉上のニーズを有する方が地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制を実現するため、市町村等における相談支援体制、第8次医療計画の策定に向けた基本的な考え方、精神科病院に入院する患者への訪問相談、医療保護入院、患者の意思に基づいた退院後支援、不適切な隔離・身体的拘束をゼロとする取組、精神病床における人員配置の充実、虐待の防止に係る取組について検討し、今後の取組について取りまとめた。
- 関係法令等の改正や令和6年度からの次期医療計画・障害福祉計画・介護保険事業（支援）計画の策定に向けて、次期診療報酬改定・障害福祉サービス等報酬改定・介護報酬改定等の必要な財政的方策も含め、具体的な改正内容について検討を進め、その実現を可能な限り早期に図るべき。

基本的な考え方

精神保健医療福祉上のニーズを有する方が、病状の変化に応じ、保健、医療、障害福祉・介護、居住、就労等の多様なサービスを、身近な地域で切れ目なく受けられるようにすることが必要である。

対応の方向性

精神保健に関する市町村等における相談支援体制

- 身近な市町村で精神保健に関する相談支援を受けられる体制を整備することが重要。

第8次医療計画の策定に向けて

- 地域における多職種・多機関の有機的な連携体制の構築が重要。
- 各疾患等について、その特性を踏まえた医療提供体制の検討が必要。

精神科病院に入院する患者への訪問相談

- 人権擁護の観点から、市町村長同意による医療保護入院者を中心に、医療機関外の者との面会交流を確保することが必要。

医療保護入院

- 安心して信頼できる入院医療が実現されるよう、以下の視点を基本とすべき。
 - ・入院医療を必要最小限にするための予防的取組の充実
 - ・医療保護入院から任意入院への移行、退院促進に向けた制度・支援の充実
 - ・より一層の権利擁護策の充実
- 家族等同意の意義、市町村の体制整備のあり方等を勘案しながら、適切な制度のあり方を検討していくことが必要。

患者の意思に基づいた退院後支援

- 退院後支援については、津久井やまゆり園事件の再発防止策を契機とした取組ではないことを明文で規定した上で、推進に向けた方策を整理していくことが求められている。

不適切な隔離・身体的拘束をゼロとする取組

- 安心して信頼できる入院医療を実現するには、患者の権利擁護に関する取組がより一層推進されるよう、医療現場において、精神保健福祉法に基づく適正な運用が確保されることが必要。

精神病床における人員配置の充実

- より手厚い人員配置のもとで良質な精神科医療を提供できるよう、個々の病院の規模や機能に応じた適切な職員配置の実現が求められる。

虐待の防止に係る取組

- より良質な精神科医療を提供することができるよう、虐待を起こさないことを組織風土、組織のスタンダードとして醸成していくための不断の取組が重要。

精神保健に関する相談支援に係る都道府県と市町村の役割

背景に精神保健上の課題

自殺対策

虐待

DV

生活困窮者支援・
生活保護

母子保健・子育て支援

高齢・介護

認知症対策

市町村の現状

市町村では既に精神保健に関する相談に対応している。

- 現在、市町村における自殺対策、虐待（児童、高齢者、障害者）、生活困窮者支援・生活保護、母子保健・子育て支援等の業務において、関わっている住民が背景に精神保健上の課題を抱えているケースも多く、市町村の責務ではなくても、実際の支援の中で保健師が横断的に、課題の解決に取り組んでいる。
- 市町村における精神保健に関する現行の相談支援体制は、専門職（保健師・精神保健福祉士等）の配置が十分でないことから、精神保健上の課題に対する包括的・継続的な支援の実現が困難な状況となっている。

①市町村は、**精神保健に関する課題を抱える住民への相談支援体制の整備**をお願いします。

保健所等からのバックアップを受け、住民の精神保健医療福祉上のニーズに対応する相談窓口の設置を推進し、担い手の確保や、資質向上のための研修受講の促進等といった人員体制の整備を進める。

②保健所及び精神保健福祉センターは、**市町村の相談支援体制整備の状況把握や人材育成等の支援**をお願いします。

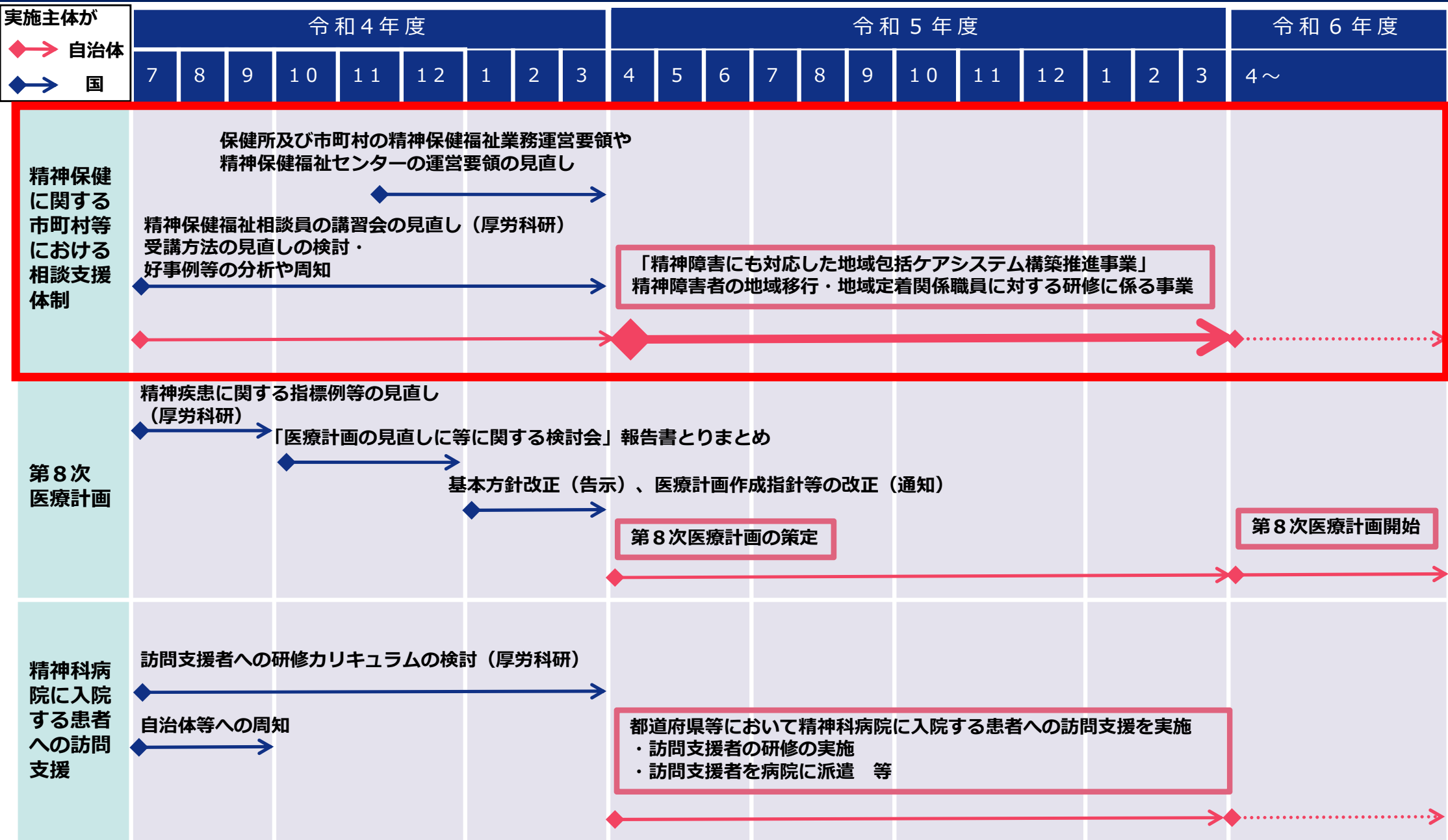
精神保健医療福祉上のニーズを有する方のニーズや地域課題を把握した上で、これまでの精神保健業務のノウハウや国の予算事業等を活用し、専門性を要する精神障害者等への個別支援での協働や、市町村で相談支援を担う人材向けの研修の開催等を行う。

③国は、住民にとって身近な市町村で精神保健に関する相談支援を受けられる体制を整備していきます。

「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」や「精神保健福祉センター業務運営要領」の見直しを行い、保健所・精神保健福祉センター等の業務を明確化し、業務の担い手の確保や資質向上に対する支援を進める。

精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築

【参考】 検討会報告書での指摘事項に関する今後の主な見直し等のスケジュール（案）



※報告書の内容を踏まえた、今後の精神保健医療福祉領域の諸制度の見直しや動向に注視下さい。